

# 杏林大学総合政策学部杏会会則

## (名 称)

第1条 本会は、杏林大学総合政策学部杏会と称する。

## (事務所)

第2条 本会の事務所は、東京都三鷹市下連雀5-4-1 杏林大学内に置く。

## (目 的)

第3条 本会は、杏林大学の総合政策学部教育理想実現のため、大学と会員との連絡を密にして、教育効果の向上に資すると共に、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

## (事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学生の学園生活をより充実するために必要な支援
- (2) 大学と会員との連絡を緊密にするための活動
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な事業

## (会 員)

第5条 本会の会員は、杏林大学の総合政策学部に在籍する学生の保護者又はこれに代わる者をもって構成する。

## (役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事 若干名
- (4) 監事 2名

## (顧問)

第7条 大学との連携を図るため、総合政策学部長を顧問とする。

2 顧問は、会長の求めに応じ本会の運営を補佐し、業務処理責任者となる。

## (役員の選出)

第8条 幹事及び監事は、総会において選出する。

2 会長及び副会長は、幹事及び監事の互選によって定める。

## (役員の職務)

第9条 会長は、本会を代表し会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、会長の職務を代行する。

3 幹事は、役員会の議を経て会務を執行する。

4 監事は、会務及び会計を監査し、その結果を総会に報告する。

## (役員の任期)

第10条 役員の任期は、1年とし重任を妨げない。役員に欠員を生じたときは、会長の推薦により役員会の承認を得て、その残任期間を補充することができる。

## (事務局)

第11条 本会の事務は、井の頭事務部へ委託する。

2 事務処理にあたっては、「杏会会計処理要領」を別に定めるものとする。

## (総会及び役員会の招集)

第12条 総会及び役員会は、会長がこれを招集し、その議長となる。

## (総会)

第13条 本会の定期総会は、年度当初開催する。ただし、会長が必要と認めた場合は臨時役員会を開催することができる。

## (総会の議決事項)

第14条 総会は次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画案及び予算案の審議
- (2) 事業報告及び決算の承認
- (3) 会則の改廃
- (4) その他会長が必要と認めた事項

2 総会の議決は、出席者の3分の2以上の賛成によって決定する。

## (役員会の定足数)

第15条 役員会の議決は、特に定めのある場合を除き、出席者（委任状を含む）の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(会計及び会費等)

第 16 条 本会の経費は、会費・寄付金及びその他の収入を以ってあてる。

2 会員は、会費年額 20,000 円を春学期の学納金納入時に納入する。

3 退学（除籍を含む）の場合は、原則として会費の返金はしない。

4 兄弟等が在学する同一の保護者に対しては、重ねての会費の徴収は行わない。

(会計年度)

第 17 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(会長への委任)

第 18 条 会務運営のため必要な細則は別に定める。

附 則

この会則は、昭和 59 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この会則は、昭和 63 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この会則は、平成 2 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この会則は、平成 3 年 4 月 1 日から実施する。ただし、本会則第 16 条（会計及び会費等）については、平成 4 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この会則は、平成 7 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

1 この会則は、平成 14 年 4 月 1 日から実施する。

2 前項の規定にかかわらず、平成 14 年 3 月 31 日までに社会科学部に在籍する学生の父母（会員）は、改正前の会則を適用する（※注）。ただし、平成 14 年 4 月 1 日以降、社会科学部に在籍する学生の当該学年に編入学もしくは転学部等によって入学する学生の父母（会員）についても、改正前の会則を適用するものとする（※注）。

（注）第 1 条（名称）、第 2 条（事務所）、第 3 条（目的）、第 5 条（会員）、及び第 15 条（顧問）中の「総合政策学部又は総合政策学部長」は「社会科学部又は社会科学部長」のまととする。

附 則

（施行期日）

1 この会則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この会則による改正後の第 16 条の規定は、平成 17 年 4 月 1 日以後の入学生の保護者又はこれに代わる者から適用し、平成 16 年 10 月 1 日以前の入学生の保護者又はこれに代わる者については、なお従前の規定による。

附 則

（施行期日）

1 この会則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この会則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。